品川区地域防災計画
概要版
（令和5年度修正）

1 はじめに 【総則】

地域防災計画の目的

◆ この計画は、「品川区災害対策基本条例」の基本理念である「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、防災体制や災害対策について示した計画

大規模修正の考え方

4つの考え方	具体的方針・動向
① 首都直下地震における被害想定の見直しの反映	被害想定の見直しを踏まえ、死者数、避難者数、建物の全壊・焼失棟数の減少目標について検討 被害想定結果に基づき、今後取り組むべき対策を計画化
② 東京都地域防災計画との整合	令和5年度に東京都において地域防災計画(震災編)を修正 東京都地域防災計画の修正と整合性を図り、東京都と連携して防災対策を具体化
③ 過去の災害の教訓・事例の反映	前回の大規模修正後に発生した災害の教訓や事例を反映 実際に起きた災害への対応方法を参考に、対応策を具体化
④ 訓練成果等の反映	これまで実施してきた防災訓練(東京都・品川区合同総合防災訓練)等で出た課題等を整理し、対策を計画化

計画の位置付け

国

災害対策基本法 ➡ 防災基本計画

関連法制度

都

東京都
地域防災計画

東京防災プラン

都政のBCP

東京都震災復興
マニュアル

品川区

品川区災害対策基本条例

品川区地域防災計画

品川区事業継続計画

初動対応マニュアル
災害時業務マニュアル

震災復興マニュアル

計画の構成

● 計画を時系列で記述し、平常時、災害発生、復旧・復興段階における組織と役割分担が明確となるよう整理

修 正 前	修 正 後
第1編 総則編	第1編 総則編
第2編 震災編	第2編 災害予防 (防災・減災)
第3編 風水害編	第3編 災害応急対策
第4編 その他編	第4編 災害復旧編
第5編 災害復興編	第5編 災害復興編

1 はじめに 【総則】

計画で対象とする災害等

❶ 震 災

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)の想定地震のなかで品川区への被害が最も大きいのは都心南部直下地震となっている。

＜建物被害・人的被害＞
- 全壊・焼失棟数：9,178棟
  (区内の建物棟数63,483棟の14.5%が全壊または焼失)
- 建物被害に伴う死者数 288人、負傷者数 4,492人

＜避難者数・帰宅困難者数＞
- 避難所避難者数は87,418人
- 帰宅困難者数は233,316人

＜ライフライン・社会的影響＞
- 停電率21.3%、通信不通回線率11.0%、上水道断水率30.2%、下水道被害率6.4%、ガス供給停止率60.6%

❷ 風 水 害

- 本計画で前提としているのは、外水氾濫(洪水、高潮)、内水氾濫、土砂災害、雪害、竜巻
- 特に近年、気候変動の影響から、強い台風、線状降水帯等による長時間の集中豪雨、急な大雨等により、豪雨災害が激甚化。品川区では、目黒川や立会川の中小河川や多摩川の氾濫、内水氾濫による浸水被害に加え、高潮や土砂災害の発生等、災害リスクを有する。

❸ 富士山噴火降灰

- 富士山が噴火した場合、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害が生じるおそれがある。
- 品川区においても降灰の被害が予想されている。

❹ 複合災害

- 梅雨期や台風シーズンなど降水量が多い時期に地震が発生、堤防や護岸施設の損傷により、浸水被害が発生した場合
- 数cmの降灰の中で、地震が発生、災害対応の遅れや建物被害が激甚化した場合
- 住民が避難する中で、新型コロナウイルス等の感染症や食中毒が発生した場合　　など

❺ 大規模事故

- 品川区において、発生の可能性があり、発生した場合の危険性が高い大規模火災、危険物事故、大規模事故(航空機事故、鉄道事故、道路・橋梁・トンネル事故等)を対象

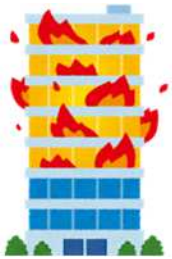

2 災害予防（防災・減災）

災害予防

◆ 災害予防として平素より、「自助」「共助」「公助」の視点を踏まえ、防災・減災対策を推進

減災目標

※減災目標は都心南部直下地震（冬の夕方18時、風速8m／秒）を踏まえ設定

目標1	❶死者を約150人減少させる。（5割減） ❷建物の全壊・焼失棟数を約4,500棟減少させる。（5割減）
目標2	❶災害機能を有する施設（区有施設、病院等）の機能停止を回避 ❷企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により帰宅困難者の安全を確保
目標3	❶ライフラインを早期に機能回復 ❷避難所の環境整備等、被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせ、応急仮設住宅等への入居などを進め、被災者の生活再建の道筋をつける。

主な対策の要点

自：自助　共：共助　公：公助

1 在宅避難も含めた多様な避難行動の実践　自

- 自宅での生活が可能な場合における在宅避難、親戚・知人宅やホテル等への避難等、状況に応じた多様な避難行動の実践
- 在宅避難について、家具等の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止、7日間分以上の飲料水・食料・生活用品の家庭内備蓄、循環備蓄（ローリングストック）の実践

2 マンションの防災対策の推進　自 共 公

- マンションでは在宅避難を基本に、家具類の移動・転倒防止や家庭内備蓄等の自助の取組について普及・啓発
- マンション内の居住者や地域住民との間の共助の仕組みづくりを推進

3 幅広い世代が参加する訓練等の実施　自 共 公

- 幅広い世代（親子・高齢者・障害者）が訓練に参加し、防災意識を向上させることができる訓練の実施
- 教育やスポーツ、芸術、福祉、環境など様々な分野の視点を絡め、学習機会を提供

4 地区防災計画の作成支援　共 公

- 区は、地区居住者等の共助による防災活動を推進する観点から、地区防災計画の作成を支援
- 区は、防災協議会等と作成地域の検討を行うとともに、地区防災計画作成のためのガイドとなる冊子等の作成を推進

2 災害予防（防災・減災）

主な対策の要点

自：自助　共：共助　公：公助

5 要配慮者の避難対策　共 公

- 避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするため、区および防災区民組織等において避難行動要支援者ごとに支援者や支援方法等を定めた計画書（品川区避難支援個別計画書）を作成
- 避難支援等関係者等は相互に連携し、平常時の支援体制づくりや発災時の要支援者の安否確認等の実施

6 区民避難所等の環境整備　自 共 公

- 区は、区民避難所における受水槽、井戸、仮設トイレ、非常用設備、デジタル移動通信機・災害時優先電話等の通信機器、プライバシー確保用物品などのほか、要配慮者に必要な設備を拡充
- 感染症対策に必要な物資を区民避難所に格納
- ペットの飼育について避難所連絡会議等において検討。ペットの飼育のためのケージや個人備蓄（食料・水、ペットシーツ、トイレ用品等）の普及
- 福祉避難所として使用する施設の確保

7 帰宅困難者対策　自 公

- 事業者等は、従業員等が施設内で待機できるよう施設の安全を確保し、従業員等向けの飲料水・食料等の備蓄を確保
- 区は、一時滞在施設を確保するとともに3日分の飲料水・食料等を備蓄

8 安全なまちづくり　公

- 区は、延焼遮断帯の整備、防災上有効な道路・防災広場の整備、沿道の不燃化、老朽住宅の建替えによる不燃化を推進
- 区は、建築物の耐震化を促進
- 区は、感震ブレーカーの設置推進など、初期消火体制を強化

9 安全な交通ネットワークおよびライフライン　公

- 道路ネットワークの形成、広域避難場所への避難経路の明確化、避難所へのアクセス可能な道路空間の確保を推進
- 緊急輸送ネットワークを整備するとともに、輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備
- 水道、下水道、電気・ガス・通信等のライフライン対策を推進

3　災害応急対策

災害応急対策

◆　被害の拡大防止のためインフラやライフラインの応急措置、人命救助や消火活動、物資輸送等の実施、また、区民生活の再建に向け、低下した機能を早期に回復する。

区の活動態勢

1　区災害対策本部の設置

- 区長は、区の地域に災害等が発生、または発生するおそれがある場合、区災害対策本部を設置し、災害対策に従事する職員を配置
- 災害時における区の非常勤務態勢を5種に分け、平常時の各部所属人員のうち一定数の職員により災害対応
- 災害時においても優先すべき通常業務（優先業務）は継続できるように業務継続体制を確保
- 風水害に対処するための水防本部は、区災害対策本部の組織とする。

勤務態勢	業務の考え方	勤務人員の基準
平　素	通常の勤務態勢	全職員が平素の業務を実施
第1種	全ての通常業務を実施しながら災害に対応	各部所属人員の5％以下の職員により災害に対応
第2種	一部の業務を停止して災害に対応	各部所属人員の25％の職員により災害に対応
第3種	災害対応と平素の業務を両立させながら災害に対応	各部所属人員の半数の職員により災害に対応
第4種	一部の窓口業務など緊急度の高い住民対応を再開して災害に対応	各部所要人員の75％の職員により災害に対応
第5種	全ての業務を停止して全職員で災害に対応	全職員により災害に対応

2　避難所等の開設

＜震災時の開設基準＞

- 区本部長は、発生した地震の状況に応じて区民避難所等の開設を判断

震　度	避難施設数	開設主体
震度4以下	－	－
震度5弱・5強	15ヶ所（自主避難施設）	区
震度6弱以上	52ヶ所（全区民避難所）	防災区民組織

＜風水害時の開設基準＞

- 区内の各地区に開設する施設（15ヶ所）をあらかじめ指定しておき、台風の規模・進路などに応じて、開設の是非、開設時刻を区が決定【自主避難施設】
- 土砂災害、目黒川氾濫、高潮氾濫、多摩川氾濫等の災害事象ごとに開設する施設および避難の発令基準を定め、避難指示または高齢者等避難の発令に併せて区が開設を決定【避難場所】
- 被害の規模に応じて、開設する避難所、開設担当、運営主体などについて区が定める【区民避難所、補完避難所、福祉避難所】

3　災害応急対策　～震災～

主な対策の要点

1　避難行動・避難誘導

- 地震発生時、区民、防災区民組織は最寄りの安全な場所へ一時的に避難。避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等関係者の協力を得て実施
- 地震発生後、自宅で生活可能な場合は在宅避難、自宅で生活が不可能な場合は区民避難所や補完避難所、福祉避難所で避難生活

2　区民避難所の運営

- 女性、性的マイノリティ、高齢者・障害者等へ配慮しながら避難所運営組織が運営
- 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止など、区民避難所における安全性とプライバシーを確保
- 感染症対策とともに、要配慮者等へ栄養相談・健康相談・メンタルケアを実施
- 文化・宗教上の理由に配慮し、礼拝やプライバシーを確保することができる空間を整備
- 避難所連絡会議においてペットの飼育に関する取り決めがある場合、飼育場所の確保等を実施

3　在宅避難者等への対応

- 区民避難所以外で生活する被災者に対し、食料・生活用品等を、区民避難所で配布
- 区は、防災区民組織と連携し、在宅避難者の実態を把握
- 保健・医療サービスの提供

地震発生時の避難の流れ

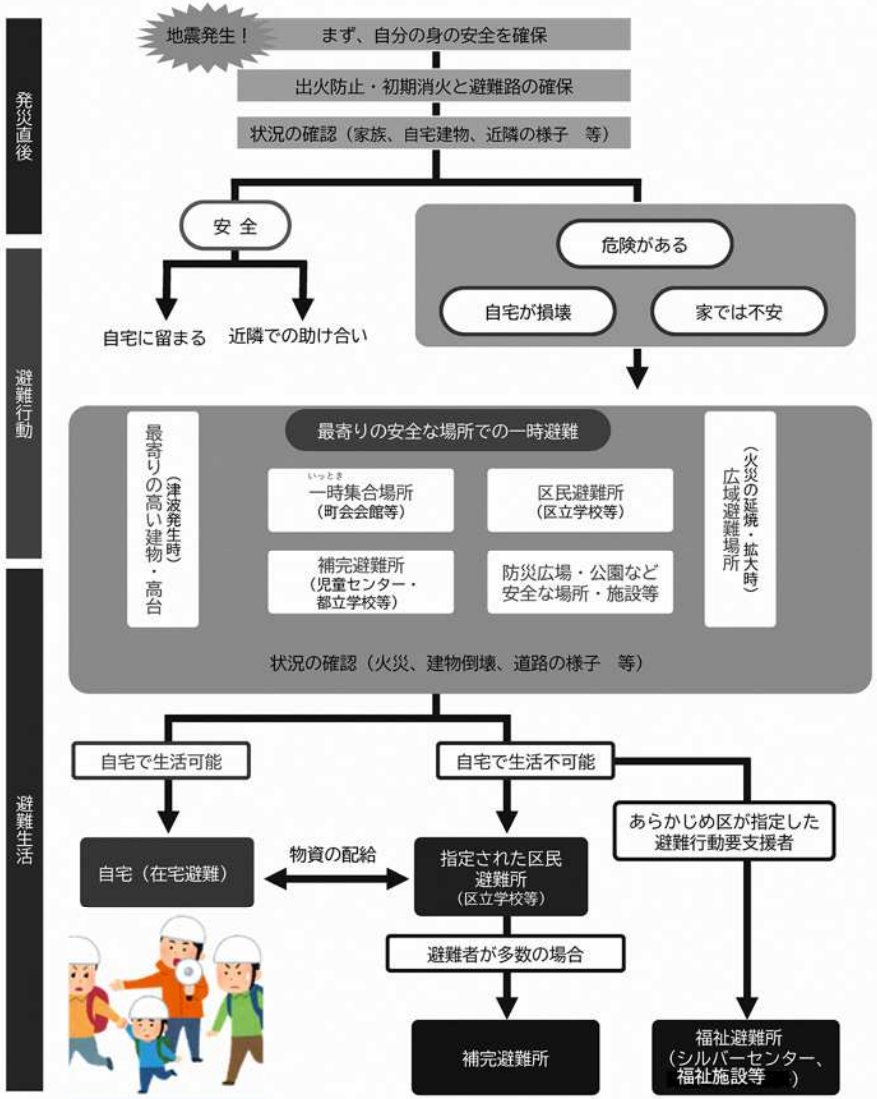

3　災害応急対策　～震災～

主な対策の要点

4　区の災害対応

- 区は地震発生時、区災害対策本部の設置のほか、災害対応体制の確立、救助・救急や消火活動、緊急輸送などについて、防災関係機関と連携して対応
- ボランティアとの連携のほか、被災していない地方公共団体や民間の応援協力、自衛隊へ派遣を要請し対応

5　インフラ・ライフラインの応急対策

- 被害の拡大防止のためにインフラやライフラインの応急措置などを実施
- 人命救助や消火活動、物資輸送等を迅速・円滑に行うため、また、区民生活の再建に向け、低下した機能を早期回復

6　水・食料・生活用品の安定供給

- 多様・変容する避難者ニーズを適切に把握し、ニーズに対応した物資を確保し配布
- 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水、医療施設および福祉施設等への車両輸送による応急給水、応急給水栓による応急給水を実施

7　生活ごみ・し尿処理の実施

- 災害時に発生する区域内のごみ処理実行計画を策定し、速やかにごみの処理を実施
- 区内のし尿処理は、下水道管への直接処理を原則としながら、避難場所等からの仮設トイレのし尿を収集し、処理・処分を実施

8　区民生活の再建

- 区は、被害認定調査結果に基づき、被災世帯に対して、罹災証明を発行
- 総合相談窓口を設け、生活再建や住まいに関する相談、各種専門相談（法律、住宅融資、金融、労働、経営）を実施
- 災害弔慰金や災害援護資金、被災者生活再建支援金等の支援内容について定め、円滑な手続きを実施
- 職業のあっ旋、区税・保険料等の徴収猶予および減免を実施
- 災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携し、被災者に対して、きめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）の仕組みの整備

3　災害応急対策　～風水害～

主な対策の要点

※　震災時と共通する内容は、震災応急対策の内容を準用する。

1　区の水防活動

- 区は、平素から監視員を配置しており、災害等の発生または発生のおそれが生じた場合、職員の招集、情報収集・伝達等を実施
- 区は、浸水被害の発生または発生のおそれが生じた場合、災害対策本部を設置、初動活動配備態勢をしく。

2　避難指示等の発令・避難誘導

- 区長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示
- 区は、区民が自主避難施設、避難場所、親戚・知人宅やホテル等への立ち退き避難、屋内安全確保を行うよう促す。
- 避難行動要支援者については、避難支援等関係者が安否確認を行い、適切に避難誘導を実施

3　インフラ・ライフラインの応急対策

- 区は、交通の障害となっている障害物の除去、道路・橋梁等の応急補修、排水等の応急対策について関係機関に連絡し、対策を図る。
- 関係機関は、ライフライン施設の応急対策を実施

風水害時の避難の流れ

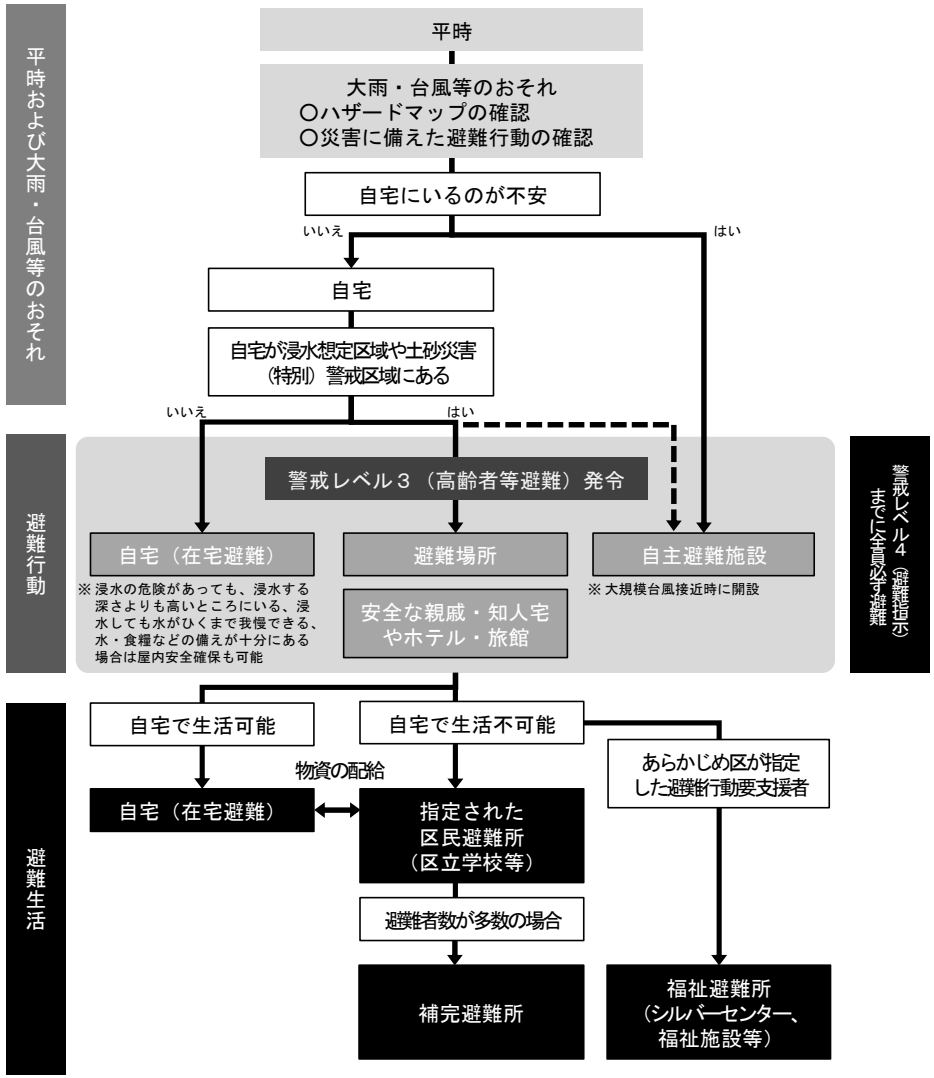

3　災害応急対策　～その他～

主な対策の要点　～富士山噴火降灰応急対策～

1　火山（降灰）情報の伝達

- 降灰に関する情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または区が自ら知ったとき、管内の公共的団体、重要施設管理者、防災区民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て区民に周知

2　交通規制

- 降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、警視庁は、降灰の範囲、規模等の情報を収集するとともに、交通統制・規制を実施

3　インフラ・ライフラインの応急対策

- 降灰により、道路・橋梁および道路付属物、鉄道施設、河川管理施設、ライフライン施設に被害を受けた場合、区は関係機関と連携して応急対策を実施

4　火山灰の収集および処分

- 降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するため、また、区民生活の再建に向け、火山灰を的確かつ迅速に収集・処分
- 区は、宅地等に降った火山灰の運搬を実施。宅地以外の収集・運搬は、施設管理者が実施

主な対策の要点　～大規模事故応急対策～

1　区の広報・広聴活動

- 区は、管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合、直ちに警察署、消防署、その他の関係機関と密接な連絡のもと広報を実施

2　医療救護活動支援

- 区は、大規模事故等により多数の傷病者が発生、または発生が見込まれるとき、情報収集活動とともに、医師会等と連携し、医療救護活動支援を実施

3　避難対策

- 区は、危険が切迫した場合、管轄警察署および消防署と協議の上、地域、避難先を定めて避難の指示を行う。あわせて、避難所の開設や区民の保護を実施
- 区は、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止、または当該区域からの退去を命ずる。

4　災害復旧対策

災害復旧対策

◆　災害時に都市施設等に被害が生じた場合、住民の生活に与える影響はきわめて大きいため、区や関係機関は、一刻も早く施設の機能を回復する。
◆　区は都と連携し、区民生活の再建のため、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

主な対策の要点

1　震災復旧対策　　2　風水害復旧対策　　3　富士山噴火降灰復旧対策

＜安全なまちづくり／安全な交通ネットワークおよびライフライン＞

- 関係機関は、上・下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設、放送施設、交通施設等の復旧活動を実施
- 区は、区有施設、文教施設等について被害状況を把握し、復旧措置を実施

＜区民生活の再建＞

- 区は、建設型応急住宅の設置にあたり、都と連携し、建設地の選定、建設、入居者の選定等を実施
- 都営住宅の空き家、借り上げによる民間賃貸住宅等について、区は被災者に対し入居者の募集および都が策定した選定基準に基づき入居者の選定を実施
- 区は都と連携し、住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、住家の被害認定を受け自らの資力では応急修理ができない世帯に対し最小限の応急修理を実施

＜宅地の降灰対策＞

- 区民では対応が困難なため、宅地に降った火山灰については区が対応

5　災害復興対策

災害復興対策

◆　区は、復興に向けた基本的な考え方を整理するとともに、災害時における円滑な対応に努める。

主な対策の要点

1　復興本部の設置

- 区は、地震等により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、復興に関わる事業を迅速かつ円滑に推進する必要があると認める場合、被災後1週間程度を目途に区復興本部を設置
- 区復興本部では、復興基本方針および復興計画を早期に策定するとともに具体的な災害復興事業を推進
- 区復興本部は、区災害対策本部とは別に、区長を本部長とする全庁的な組織とする。
- 区災害対策本部と連携、連絡しながら、体制および業務を順次、区復興本部へ移行

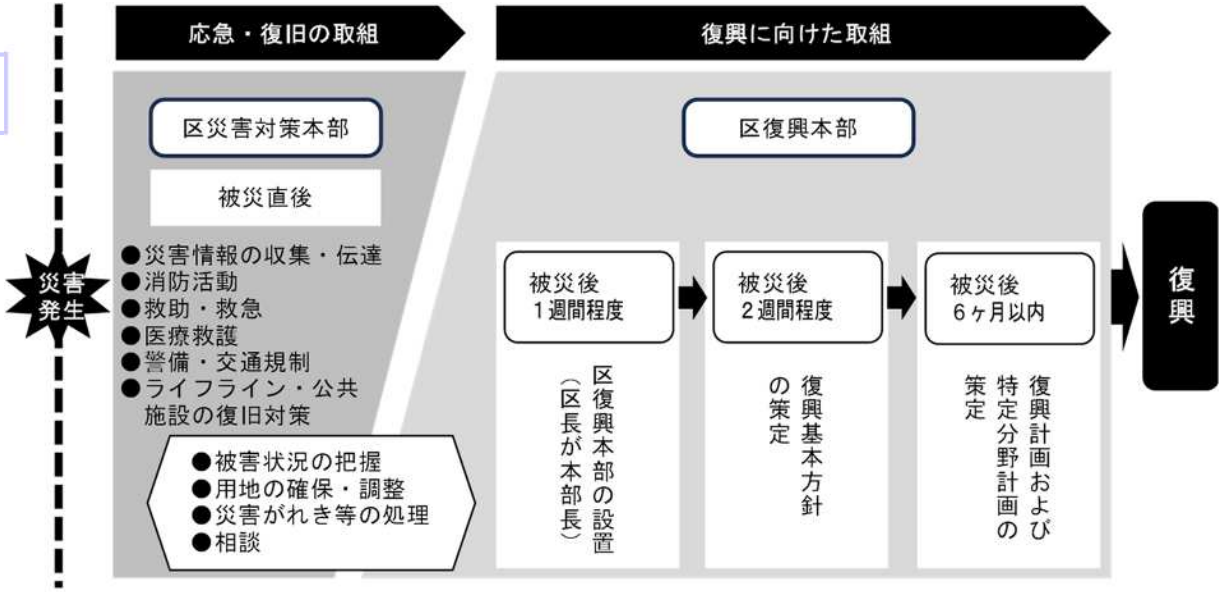

2　都市復興

- 被災後2週間以内を目途に都市復興基本方針を策定
- 区は、大規模な災害を受けた地区を、災害に強く良好な環境へ復興するため、都市復興基本計画を策定
- 区は、復興まちづくりの事業計画を定め、区民と協働で事業を推進

3　生活復興

- 区は、産業復興に係る支援等について検討を推進
- 区は、都が中心となって行う福祉、保健、医療、文化・社会教育、消費生活、広域避難者等への支援に関する施策の事務に協力